

自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣
国家公安委員会
外 務 大 臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

自動車運送業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、当該分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

自動車運送業分野は深刻な人手不足の状況にあるが、業界団体や国土交通省において生産性向上や国内人材確保のための様々な取組が行われている。

（生産性向上のための取組）

トラック運送業における生産性向上のための取組として、業界団体において、①貨物自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導によるドライバーの労働時間に関する指導、②帰り荷確保等輸送効率の向上のための求荷求車情報ネットワークシステムの運営が行われており、国土交通省としても、①荷待ち・荷役時間短縮に向けた自動化・機械化、②物流の効率化を進めるための法改正等に取り組んでいる。

タクシー運送業における生産性向上のための取組として、事業者による配車アプリやキャッシュレス決済の導入等DX化の推進が行われており、国土交通省としても、そのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行っている。

バス運送業における生産性向上のための取組として、事業者によるキャッシュレス決済や乗務日報自動作成システムの導入等DX化の推進が行われており、国土交通省としても、そのような省人化や経営改善に資する取組に対して支援を行って

る。

(国内人材確保のための取組)

トラック運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、①全国のトラック運送事業者の求人情報サイトの構築、②高校生向けのパンフレットの作成・配布やドライバー業務紹介動画等の作成等の取組が行われており、国土交通省としても、①標準的運賃の引き上げ、②トラックGメンによる悪質荷主への是正指導の大幅強化、③適正運賃導入等を進めるための法改正、④「運転者職場環境良好度認証制度」の普及による安心して快適な職場環境の整備による就労促進等に取り組んでいる。

タクシー運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、①運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組、②タクシー業界の魅力を伝える人材確保セミナー等が行われている。国土交通省としても、①事業者からの運賃改定申請に迅速に対応するなど、早期の賃上げ等を促進しているほか、②ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援など、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。さらに、③「運転者職場環境良好度認証制度」の普及を通じて、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージ刷新を図り運転者への就職を促進することや、④女性ドライバーの採用に向けた取組や子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行う事業者を認定・PRする「タクシー事業における女性ドライバー応援企業認定制度」を活用し、タクシー業界における女性の新規就労・定着を図っている。

バス運送業における国内人材の確保のための取組として、業界団体において、①運転者の労働条件の改善・働きやすい労働環境の整備等、働き方改革の実現に向けた各種取組、②バス業界の魅力を伝える人材確保セミナー等が行われている。国土交通省としても、①運賃算定手法の見直しや運賃改定の迅速化により、早期の賃上げ等を促進しているほか、②ドライバーの採用活動や第二種運転免許取得費用の負担に対する支援など、事業者による人材確保・養成の取組を支援している。また、③「運転者職場環境良好度認証制度」の普及を通じて、職場環境改善に向けた各事業者の取組を「見える化」し、求職者のイメージ刷新を図り運転者への就職を促進している。

(3) 受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

自動車運送業分野では、コロナ禍での離職及び自動車運送事業における時間外労働規制の見直し、いわゆる「2024年問題」も踏まえ、物流・人流を支えるエッセンシャルワーカーたるドライバーの確保が喫緊の課題となっている。今後5年間の輸送需要の推移を考慮した5年後の必要就業者数が合計158万6,000人程度（トラック運送業：117万7,000人程度、タクシー運送業：28万9,000人程度、バス運送業：12万人程度）と想定されることに基づき、5年後には合計28万8,000人程度（トラック運送業：19万9,000人程度、タクシー運送業：6万7,000人程度、バス運送業：2万2,000人程度）の人手不足が生じると推計している。

また、令和4年度の自動車運送業分野の有効求人倍率は2.61倍となっているこ

とを踏まえても、自動車運送業分野における人手不足は深刻な状況であるといえる。

以上のような自動車運送業分野において深刻化する人手不足に対応するため、当該分野においては、官民を挙げて上記（２）の取組を進めることとしているが、それでもなお生じる人手不足について、一定の専門性・技能を有する外国人の受入れで充足することが、当該分野の基盤を維持し、今後も発展させていくために必要不可欠である。

（４）受入れ見込数

自動車運送業分野における令和６年度からの向こう５年間の受入れ見込数は、最大で２万４,５００人であり、これを令和１０年度末までの５年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、自動車運送業分野において、令和６年度からの５年間で２万８,０００人程度の人手不足が見込まれる中、DX化の推進等による生産性向上（５年間で１４万３,０００人程度）や、労働環境整備等による追加的な国内人材の確保（５年間で１２万１,０００人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大２万４,５００人を１号特定技能外国人の受入れの上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

なお、生産性向上の取組については、トラック運送業では年間総労働時間の上限超過分を５年間で９割削減、タクシー運送業では５年間で４％程度の生産性向上、バス運送業では５年間で２％程度の生産性向上を行うものと想定している。

また、国内人材の確保については、トラック運送業では５万６,０００人程度、タクシー運送業では４万８,０００人程度、バス運送業では１万７,０００人程度の人材確保を見込んでいる。

３ 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

自動車運送業分野において特定技能１号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者とし、タクシー運送業及びバス運送業においては、これらの試験の合格に加え、新任運転者研修を修了した者とする。

（１）技能水準（試験区分）

別表 a. 試験区分（３（１）関係）の欄に掲げる試験

（２）日本語能力水準

別表 b. 試験区分（３（２）関係）の欄に掲げる試験

４ 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

（１）国土交通大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2（４）に掲げた向こう 5 年間の受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対

し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、国土交通大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

1号特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)に定める試験区分に対応し、別表c. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、国土交通省が設置する「自動車運送業分野特定技能協議会」(以下「協議会」という。)の構成員になること。

イ 特定技能所属機関は、協議会に対し必要な協力を行うこと。

ウ 特定技能所属機関は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。

エ 特定技能所属機関は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第2項に規定する自動車運送事業(貨物利用運送事業法(平成元年法律第82号)第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業を含む。)を経営する者であること。

オ 特定技能所属機関は、一般財団法人日本海事協会(明治32年11月15日に帝国海事協会という名称で設置された法人をいう。)が実施する運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は全国貨物自動車運送適正化事業実施機関(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第43条に規定する全国貨物自動車運送適正化事業実施機関をいう。)が認定する安全性優良事業所を有する者であること。

カ タクシー運送業及びバス運送業における特定技能所属機関は、特定技能1号の在留資格で受け入れる予定の外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。

キ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、国土交通省及び協議会に対して必要な協力を行う登録支援機関に委託すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

国土交通省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、国土交通省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

自治体における一元的な相談窓口の設置、ハローワークによる地域の就職支援等を着実に進める等の業種横断的な措置・方策に加え、国土交通省は、協議会等と連携し、地域別の有効求人倍率等により地域的な人手不足の状況について定期的な把握を行うとともに、業界内において取組の地域差が生まれないよう、得た情報のほか、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知し、必要な措置を講じることによって、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう図っていく。

別表

項番	a. 試験区分（3（1）関係）	b. 試験区分（3（2）関係）	c. 業務区分（5（1）関係）
1	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）及び第一種運転免許	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般
2	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）及び第二種運転免許	ア 日本語能力試験（N3以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般
3	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）及び第二種運転免許	ア 日本語能力試験（N3以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般